

## ドクターヘリ支援事業審議会設置要綱

### 1 目的

ドクターヘリ支援事業の適正な運用を期するため、有識者からなる「ドクターヘリ支援事業審議会」（以下、「審議会」という。）を設置する。

### 2 審議事項

審議会は、認定 NPO 法人救急ヘリ病院ネットワーク理事長（以下「理事長」という。）の求めに応じ、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) ドクターヘリ支援事業の助成金の交付に係る業務に関する事項
- (2) ドクターヘリ支援事業の評価に関する事項
- (3) ドクターヘリ支援事業の助成対象の採択に関する事項
- (4) その他、理事長が特に諮問する事項

### 3 組織

- (1) 審議会は審議委員 5 名以内で組織する。
- (2) 審議会に委員長を置く。
- (3) 委員長は、審議委員の互選により選任する。

### 4 委員

- (1) 審議委員は、ドクターヘリ支援事業に関し、広く高い識見を有する者のうちから、理事長が委嘱する。
- (2) 審議委員の任期は 2 年とする。
- (3) 審議委員は再任されることがある。

### 5 会議

- (1) 審議会は、理事長が招集する。
- (2) 審議会の会議は、審議委員の過半数の出席をもって成立する。
- (3) 審議会は、原則として、毎年 1 回、おおむね 3 月末までに招集することとし、その年の 4 月から翌年の 3 月末までの間におけるドクターヘリ支援事業に関し、上記 2 の審議事項を審議する。
- (4) 理事長は、必要があると認めるときは、臨時に審議会を招集することができる。

### 6 研修評価委員会の設置

- (1) HEM-Net 医師・看護師等研修事業の適正を期するため、審議会の下に、救急医療の専門家等による「研修評価委員会」を設置する。
- (2) 研修評価委員会は、研修員派遣病院長及び研修担当病院長からの「研

修実施結果報告書」を精査し、必要に応じて、研修員、研修員派遣病院又は研修担当病院への往査又はヒアリングを行って、研修の効果を客観的に評価し、審議会に報告するものとする。

#### 7 その他

審議会の運営・活動に関し、上記各項の規定に定めのない事項が生じたときは、審議会において審議し、適宜議決する。

#### 8 庶務

審議会に関する庶務は、救急ヘリ病院ネットワークにおいて処理する。

付則 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

ドクターヘリ支援事業審議会委員名簿

(50音順)

岩貞 るみこ	モータージャーナリスト、作家
坂本 哲也	帝京大学医学部救命救急センター教授
土屋 了介	財団法人癌研究会顧問
福川 伸次	財団法人 機械産業記念事業財団会長
吉越 浩一郎	吉越事務所 代表